EUにおける県産農産物販路開拓プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県(以下「甲」という。)が発注する「EUにおける県産農産物販路開拓プロモーション業務(以下「委託業務」という。)」を受託する者(以下「乙」という。)の業務について必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1)目的

EUは、県産農産物輸出対象国として輸送距離の面でハンディはあるものの、約4.5億人の人口を有しGDPも高いなど今後有望な国・地域であり、現在、EU市場の経済状況は新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向にある。県産農産物の更なる輸出拡大のためには、令和3年度から輸出を再開した県産牛肉に加え、新たな輸出品目を現地消費者及び実需者にPRする必要がある。そこで、日本文化の認知度が比較的高く、食に関して影響力のあるフランス(パリ)において、

そこで、日本文化の認知度が比較的高く、食に関して影響力のあるフランス (パリ) において、消費者及び実需者に対しコメ、牛肉、いちごなどの県産農産物及び加工品をPRすることにより、 EUにおける県産農産物の輸出の拡大を図る。

(2)対象国・地域

フランス (パリ)

(3) 対象品目

コメ、牛肉、いちごなどの県産農産物及び加工品

2 委託業務内容

(1)消費者向けプロモーションの実施

社会情勢や食習慣を勘案の上、現地バイヤー(輸入事業者や卸売事業者等)と連携し、県産農産物の認知度及び購買意欲の向上につなげるため、次により実施すること。

なお、青果物等において収穫量の減少等により実施が困難な場合や、現地バイヤーの要望等により事業の追加が必要となった場合には、甲乙の協議により、実施内容を一部変更することができる。

ア 現地小売店等における試食販売活動

(7) 実施期間

令和6(2024)年1月から2月のうち2週間以上

(4) 実施店舗

パリ市内の現地消費者へ訴求性が高い店舗で実施すること

(ウ) 会場装飾

装飾、備品等の配置計画、ストックヤードの確保方法等において、提案の上実施すること。

イ 本県農産物の効果的なPR

消費者及びバイヤー等に対し、アに加えて効果的な媒体・手法を用いたPRを提案の上実施し、本県産農産物の認知度向上を図ること。

ウ 販促資材等の作成及び配布

本県産農産物の販促資材等を作成の上、消費者等へ配布し認知度向上のためのPRを行うこと。

エ 試食用サンプルの手配

現地バイヤー等への試食提供にあたり、甲乙協議の上、本県産農産物(コメ、牛肉、いちご等)を確保すること。

オ 試食用サンプル等の輸送及び通関手続等

(ア) サンプルの輸送

実施店舗まで輸送すること。

(4) 通関手続等

通関、動植物検疫及びその他必要書類の取得等、甲乙協議の上、輸出に係る諸手続を行うこと。

カ 現地検品等

甲乙協議の上、必要に応じ検品等を行うこと。

キ アンケート調査

プロモーションの効果を検証するため、現地バイヤー及び消費者へアンケート調査を実施 し、とりまとめること。

(2) 実需者向けプロモーションの実施

実需における県産農産物取扱量の増加につなげるため、次により実施すること。

なお、青果物等において収穫量の減少等により実施が困難な場合や、現地バイヤーの要望等により事業の追加が必要となった場合には、甲乙の協議により、実施内容を一部変更することができる。

ア バイヤー等に向けた食材提案会

(7) 実施期間

令和6(2024)年1月から2月

(4) 実施回数

1回以上

(ウ) 実施形式

サロン形式で対象者を招待し、現地シェフや協力事業者により調理した県産農産物の試 食提供を行うこと。

イ 本県農産物の効果的なPR

消費者及びバイヤー等に対し、アに加えて効果的な媒体・手法を用いたPRを提案の上実施し、本県産農産物の認知度向上を図ること。

ウ 試食用サンプルの手配

現地バイヤー等への試食提供にあたり、甲乙協議の上、本県産農産物(コメ、牛肉、いちご等)を確保すること。

- エ 試食用サンプル等の輸送及び通関手続等
 - (ア) サンプルの輸送 実施店舗まで輸送すること。
 - (4) 通関手続等

通関、動植物検疫、放射性物質検査及びその他必要書類の取得等、甲乙協議の上、輸出 に係る諸手続を行うこと。

才 現地検品等

甲乙協議の上、必要に応じ検品等を行うこと。

カ アンケート調査

プロモーションの効果を検証するため、現地バイヤー等へアンケート調査を実施し、とりまとめること。

(3) その他の業務

ア 県職員等の渡航が計画された場合は、プロモーション状況や案内、バイヤー面談の対応を 行うこと。

イ 本委託業務の実施に当たり甲が必要と認める関連業務を実施すること。 (EUにおいて新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応含む。)

3 委託業務の実施場所

日本国内及びEU

4 委託期間

契約締結の日から令和6(2024)年3月8日(金)までとする。

5 委託料の支払い等

委託料の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

6 事業完了後の手続き

(1)業務完了報告

乙は、委託業務の完了報告を以下のア及びイ(いずれも任意様式)の提出により、契約期間内 に行うこと。

ア 業務完了報告書

イ 成果品

(ア) 成果報告書(紙媒体3部及び電子媒体)

成果報告書には以下の内容を記述すること。

- a 事業の結果概要 (消費者向け・実需者向けプロモーション実施内容、現地で収集した意見等)
- b 現地消費者・実需者に対するアンケート結果及びとりまとめ結果
- c 委託業務に関するまとめ、課題の整理、分析、考察
- d 輸出拡大を図るための課題の整理及び具体手法の提案
- e その他、委託業務に係る事項
- (イ) 現地における主な活動記録写真(電子媒体(JPEG形式))

(2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

7 その他

- (1) 乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (4) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一 部変更可能とする。